

小動物獣医療等に関するよくある質問

～歯石除去および歯磨きに関する情報～

農林水産省ホームページの「小動物獣医療等に関するよくある質問」に

次のとおり掲載されました。 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/FAQ.html>



農林水産省

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [消費・安全](#) > [獣医師、獣医療](#) > [小動物獣医療関係の情報](#) > [小動物獣医療等に関するよくある質問](#)

小動物獣医療等に関するよくある質問

更新日：令和6年12月12日

問1 トリミングサロンで薬用シャンプーは使えますか？

トリミングサロンでは、病気を治すことを目的としたシャンプーはできません。被毛の洗浄のためのシャンプーは問題ありません。

なお、シャンプーの中には動物用医薬品や動物用医薬部外品のものがありますので、それら製品に記載されている使用上の注意や獣医師の指導に従って使用してください。

問2 犬の歯石が気になります。どうしたらよいですか？

歯石は歯磨きで取り除くことはできません。獣医師にご相談ください。

問3 歯石除去に資格が必要ですか？

飼育動物の診療の業務は、獣医師でなければできません。

スクレーパーを用いる歯石除去は、獣医師の獣医学的判断及び技術をもって行う診療行為です。歯石が気になる場合は、獣医師にご相談ください。なお、歯垢を除去する目的でブラシやガーゼ等を用いる歯磨きは一般的に診療行為ではありませんが、口腔内に傷がある等の場合は獣医師にご相談ください。

問4 獣医師でなければ実施することのできない診療行為とは、具体的にどのようなものですか？

獣医師法における「診療」とは、飼育動物の疾病についての診察、診断、治療だけでなく、獣医師の獣医学的判断や技術がなく実施した場合、飼育動物に危害を及ぼすおそれのある一切の行為を意味しています。具体的な事例については、社会通念等に照らして個別に判断されるものになりますが、ご不明点などございましたら以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問合せ先

消費・安全局畜水産安全管理課

担当者：獣医療チーム

代表：03-3502-8111（内線4530）

ダイヤルイン：03-3501-4094

お問合せ先 神奈川県

◆ 県央家畜保健衛生所 046-238-9111

管轄：相模原市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、愛川町、清川村

◆ 県央家畜保健衛生所 東部出張所 045-934-2378 管轄：横浜市、川崎市

◆ 湘南家畜保健衛生所 0463-58-0152

管轄：平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、中郡、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡

◆ 環境農政局農水産部畜産課 安全管理グループ 045-210-4518

